平成２８年（フ）第３０７号
大分市生石１丁目４番６号
破産者　川野　　薫
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１６号
大分市大字市708番地の２（レオパレス華205）
破産者　山下　慎司
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８６号
北海道常呂郡訓子府町字日出18番地10、破産手続開始決定時の住所北海道常呂郡訓子府町字豊坂15番地４
破産者　齊藤　優子
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
北海道常呂郡訓子府町字日出18番地10、破産手続開始決定時の住所北海道常呂郡訓子府町字豊坂15番地４
破産者　齊藤　大輔
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
青森県上北郡おいらせ町境田20番地４
破産者　袴田　隆裕
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１５１７号
横浜市青葉区市ケ尾町541番地２　オクトス市ケ尾１－408、開始決定時の住所横浜市青葉区藤が丘１丁目８番地５　ブラッサムコーポ藤が丘206号
破産者　佐々木英男
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１８号
横浜市都筑区高山17番５－308号
破産者　森田　徹也
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２４号
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目２番11号　エステートピア鍛冶ケ谷201
破産者　鈴木　康修
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０８３号
横浜市港北区下田町６丁目31番１－208号
破産者　伊藤エレンこと　イトウ　エレン　ギント
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４０１号
横浜市旭区今宿東町807番地　今宿ハイツ３棟208号
破産者　高橋　正樹
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６６号
川崎市麻生区白山２丁目２番１－708号
破産者　近藤　靖喜
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１号
新潟県五泉市吉沢２丁目２番３号
破産者　加藤　泰司
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２３号
愛知県岡崎市緑丘１丁目27番地５　レジデンス・エム　Ｂ－101
破産者　米倉工業こと　米倉　秀志
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
愛知県岡崎市柱町字東荒子187番地３　サンシティ柱102
破産者　甲斐　光子（旧姓岩瀬）
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
愛知県岡崎市戸崎町字一丁田30番地11
破産者　田崎　功二
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５１号
愛知県豊田市迫町半済寺715番地２、前住所静岡県静岡市清水区草薙杉道１丁目15番２号
破産者　浦野　克也
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
神戸市西区南別府１丁目７番地の４　ヴィップハイツ305号、前住所神戸市兵庫区湊町１丁目296番地の４　高田ビル402
破産者　横田　正俊
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
神戸市西区玉津町今津594番地の２、前住所神戸市西区玉津町今津640番地の７　板本方
破産者　浅田　洋介
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係